

命 令 書

再審査申立人 学校法人 武蔵野音楽学園

再審査被申立人 武蔵野教職員懇談会

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第1の認定した事実のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「被申立人」とあるのは「再審査申立人」と、「本件申立て」とあるのは「初審申立て」と、「申立人」とあるのは「再審査被申立人」と、「現在」とあるのは「初審結審時」と、「当委員会」とあるのは「東京都地方労働委員会」と読み替えるものとする。

- 1 1の(2)中「全国一般労働組合同盟」を「東京地方一般同盟」に改める。
- 2 3の(1)の①中「武蔵野音楽大学教職員組合」を「武蔵野音楽学園教職員組合」に改める。
- 3 3の(1)の④中「理事、」を削る。
- 4 5の(2)の④中「場合である。」を「場合が多く、X1のように十数年間も事務職兼務をしてきた者で、このような理由以外で兼務を解かれた例はほとんどない。」に改める。
- 5 5の(2)の⑥中「役職手当（当時、月額58,000円でボーナスの算定基礎でもある。）が支給されなくなり、」を「役職手当（その2）（62年5月27日の時点では月額58,000円で、ボーナスの算定基礎でもある。）が支給されなくなったほか、事務職であることから支給されていた夏期及び冬期講習手当、入試手当なども含めると、」に改める。

第2 当委員会の判断

学園は、初審命令が、学園の学長、理事らが組合及び組合員に対して「断固排除する」などと威嚇したこと並びに組合員X1の図書館参与職を解任したことが不当労働行為に当たると判断したことを不服として再審査を申請しているため、以下順次判断する。

1 学長、理事らの発言について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

学長、Y1理事らの発言内容は、怪文書などにより学校のイメージダ

ウンを図る不逞の輩がいるなどと「怪文書」の作成者ないし頒布者を非難したもので、組合機関紙及び組合員を指すものではなく、その発言時期が組合公然化の時期と偶然に重なっただけである。また、Y2理事の団体交渉での発言内容も組合機関紙で事実無根のことをふれまわったことについて組合を難詰しているものであって、「怪文書」の頒布行為を組合の活動であるとして難詰したものでないことは明らかである。

(2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、本件初審命令理由第2の2の「(2)学長、理事らの組合および組合員X2に対する発言について」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「前記第1」または「第1」とあるのは「前記第1でその一部を改めて引用した初審命令理由第1」と読み替えるものとする。

ア ①を削る。

イ ②中「組合の前期疑惑解明」を「組合の疑惑解明」に改め、同項を①とする。

ウ ③アを削る。

エ ③イ中「上記ア、の発言のような」を「単に同理事の」に、「該当するというに妨げない。」を「該当するといわざるをえない。」に改め、同項を②とする。

オ ④を削る。

## 2 X1の参与職解任について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

学園は、組合結成前の昭和59年6月1日付けでX1に図書館参与職の兼務を命じた段階で、同人が稀観書目録の作成を完成すれば同兼務を解くことを予定していたものであり、X1の組合活動とは一切かわりがないことである。また、教育職員にとって兼務を解かれることは、兼務による負担がなくなって教育研究に専念できるようになるなどの利点があり、手当面での減収のみをとらえて不利益扱いということはできない。

(2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、初審命令理由第2の2の「(3)X1の参与職解任について」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中「第1」を「前期第1でその一部を改めて引用した初審命令理由第1」と読み替えるものとする。

ア ①中「前記のとおり」を削る。

イ ③中「(第1、4(1)②③④)」を「(第1、5(1)②③④)」に、「(第1、4(2)⑥)」を「(第1、5(2)⑥)」に改める。

以上のとおりであるから、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 8 年 5 月 22 日

中央労働委員会

会長 萩澤 清彦

